

# 鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

消防本部予防課

## 1 改正理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が，令和5年2月21日に公布されたことに伴い，鈴鹿市火災予防条例においても同様の改正が行われました。

## 2 改正内容

### (1) 急速充電設備に関する改正事項（第11条の2関係）

ア 急速充電設備は，電気自動車等にコネクタを用いて充電するものと定義し，その全出力の上限を撤廃すること。

イ 分離型の急速充電設備は，設備本体及び充電ポストにより構成されるものと定義すること。

ウ 急速充電設備の定義を見直し，及び分離型の急速充電設備の定義を定めることにより，その位置，構造及び管理に関する基準を改めること。

### (2) 指定場所における喫煙等の制限に関する改正事項（第23条関係）

ア 消防長が指定する場所において，健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は，「喫煙所」と表示した標識の設置が不要となること。

イ 消防長が指定する場所において，「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号は，国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に，「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は，国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210適合するものとする。

### (3) その他所要の規定整備

## 3 施行期日

公布の日（急速充電設備に関する改正事項は，令和5年10月1日）

#### 4 経過措置

##### (1) 急速充電設備について

施行の際現に設置され、又は設置の工事がなされている改正後の鈴鹿市火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備については、従前の例によることとする。

##### (2) 喫煙等に関する規定の見直しについて

施行の際現に設置され、又は設置の工事がなされている改正後の第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号の規定する標識と併せて設ける図記号のうち、改正後の第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、従前の例によることとする。